

国土交通省設置法等の一部を改正する法律案参照条文

一	国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)	(抄)	1
二	国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)	(抄)	2
三	航空・鉄道事故調査委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号)	(抄)	2
四	海難審判法(昭和二十二年法律第百三十五号)	(抄)	3
五	航空法(昭和二十七年法律第百三十一号)	(抄)	3
六	独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)	(抄)	4
七	民法(明治二十九年法律第八十九号)	(抄)	4
八	鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)	(抄)	4
九	船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)	(抄)	5
十	海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)	(抄)	7
十一	船員法(昭和二十二年法律第百号)	(抄)	7
十二	船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)	(抄)	11
十三	労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)	(抄)	11
十四	最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)	(抄)	11
十五	船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)	(抄)	12
十六	勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)	(抄)	13
十七	勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)	(抄)	13
十八	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)	(抄)	14
十九	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)	(抄)	14
二十	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)	(抄)	16
二十一	通訳案内士法(昭和二十四年法律第百十号)	(抄)	18
二十二	国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第百七十九号)	(抄)	19
二十三	旅行業法(昭和二十七年法律第百三十九号)	(抄)	22
二十四	住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)	(抄)	30
二十五	行政手続法(平成五年法律第八十八号)	(抄)	31
二十六	国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成六年法律第七十九号)	(抄)	32
二十七	外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)	(抄)	33

国土交通省設置法等の一部を改正する法律案参照条文

○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

（所掌事務）

第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一（二十）（略）

二十一 観光地及び観光施設の改善その他の観光の振興に関する事。

二十二 旅行業、旅行者代理業その他の所掌に係る観光事業の発達、改善及び調整に関する事。

二十二の二 通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関する事。

二十三 ホテル及び旅館の登録に関する事。

二十四（百二十四）（略）

百二十五 所掌事務に係る国際協力に関する事。

百二十六（百二十七）（略）

百二十八 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき国土交通省に属させられた事務

第十四条 交通政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通大臣の諮問に応じて交通政策に関する重要事項を調査審議すること。

二 前号に規定する重要事項に関し、関係各大臣に意見を述べること。

三 観光立国推進基本法（平成十八年法律第百十七号）、全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）、本州四国連絡橋の

建に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）、造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）

、臨時船建造調整法（昭和二十八年法律第百四十九号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）、水先

法（昭和二十四年法律第百二十一号）、港湾法（昭和二十五年法律第百十八号）、港湾整備促進法（昭和二十八年法律第百七十号

）、広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）及び海上交通安

全法（昭和四十七年法律第百十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項に定めるもののほか、交通政策審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他交通政策審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（委員の任期）

第十九条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(地方運輸局)

第三十五条 地方運輸局は、国土交通省の所掌事務のうち、第四条第五号、第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものを除く。）、第十七号から第十九号まで、第二十一号から第二十三号まで、第四十六号（自動車車庫に係るものに限る。）、第七十二号から第七十四号まで、第七十五号（航空・鉄道事故調査委員会の所掌に属するものを除く。）、第七十六号から第九十三号まで、第九十五号から第百号まで、第百十四号、第百十六号及び第百二十八号に掲げる事務を分掌する。

2 地方運輸局の名称、位置、管轄区域及び組織は、政令で定める。

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

(行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務)

第三条 (略)

2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

3・4 (略)

○航空・鉄道事故調査委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）（抄）

(所掌事務)

第二条の二 (略)

2 (略)

3 この法律において「航空事故等」とは、航空事故及び航空事故の兆候をいう。

4～6 (略)

(所掌事務)

第三条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 航空事故の原因を究明するための調査を行うこと。
- 二 航空事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を行うこと。
- 三 航空事故の兆候について航空事故を防止する観点から必要な調査を行うこと。
- 四 鉄道事故の原因を究明するための調査を行うこと。
- 五 鉄道事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を行うこと。
- 六 鉄道事故の兆候について鉄道事故を防止する観点から必要な調査を行うこと。
- 七 前各号の調査の結果に基づき、航空事故及び鉄道事故の防止並びにこれらの事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべ

き施策について勧告すること。

- 八 航空事故及び鉄道事故の防止並びにこれらの事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策について建議すること。
- 九 前各号に掲げる事務を行なうため必要な調査及び研究を行うこと。

○海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）（抄）

第四条（略）

② 海難審判庁は、海難が海技士（船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条第一項の承認を受けた者を含む。以下同じ。）若しくは小型船舶操縦士又は水先人の職務上の故意又は過失によつて発生したものであるときは、裁決をもつてこれを懲戒しなければならない。

③（略）

第五条 懲戒は、次の三種とし、その適用は、所為の軽重に従つてこれを定める。

- 一 免許（船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条第一項の承認を含む。以下同じ。）の取消し
- 二 業務の停止
- 三 戒告

② 業務の停止の期間は、一箇月以上三年以下とする。

第八条の三 海難審判庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 審判の請求に係る海難の調査を行うこと。
 - 二 審判を行うこと。
 - 三 裁決を執行すること。
 - 四 海事補佐人の監督に関すること。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、海難の審判に関すること。
- 第二十五条 補佐人は、高等海難審判庁に海事補佐人として登録した者の中からこれを選任しなければならない。但し、海難審判庁の許可を受けたときは、この限りでない。

②（略）

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）

（報告の義務）

第七十六条 機長は、次に掲げる事故が発生した場合には、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣にその旨を報告しなければ

ならない。ただし、機長が報告することができないときは、当該航空機の使用者が報告しなければならない。

- 一 航空機の墜落、衝突又は火災
 - 二 航空機による人の死傷又は物件の損壊
 - 三 航空機内にある者の死亡（国土交通省令で定めるものを除く。）又は行方不明
 - 四 他の航空機との接触
 - 五 その他国土交通省令で定める航空機に関する事故
- 2 機長は、他の航空機について前項第一号の事故が発生したことを知ったときは、無線電信又は無線電話により知ったときを除いて、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。

3 (略)

(報告の義務)

第七十六条の二 機長は、航行中他の航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めるときその他前条第一項各号に掲げる事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態が発生したと認めるときは、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 (略)

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

(公益法人の設立)

第三十四条 学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。

○鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）（抄）

(事故等の報告)

第十九条 鉄道事業者は、列車の衝突若しくは火災その他の列車若しくは車両の運転中における事故、鉄道による輸送に障害を生じた事態、鉄道に係る電気事故又は鉄道に係る災害であつて国土交通省令で定めるものが発生したときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他の国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

第十九条の二 鉄道事業者は、前条に定めるもののほか、同条の国土交通省令で定める列車又は車両の運転中における事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態が発生したと認めるときは、遅滞なく、事態の種類、原因その他の国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

○船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第四百十九号) (抄)

(登録及び海技免状)

第七条 国土交通大臣は、海技免許を与えたときは、海技士免許原簿に登録し、かつ、海技免状を交付しなければならない。

2 (略)

(締約国の資格証明書を受有する者の特例)

第二十三条 千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(以下「条約」という。)の締約国が発給した条約に適合する船舶の運航又は機関の運転に関する資格証明書(以下「締約国資格証明書」という。)を受有する者であつて国土交通大臣の承認を受けたものは、第四条第一項の規定にかかわらず、船舶職員になることができる。

2 (略)

7 第六条、第七条及び第十六条の規定は第一項の承認について、第十条、第十一条、第二十五条及び第二十五条の二の規定は同項の承認を受けた者又はその承認について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の見出し、同条第一項	海技免状	承認証
第七条	海技士免許原簿	締約国資格受有者承認原簿
第十一条第一項	前条第一項	第二十三条第七項において準用する前条第一項

第十一条第二項	前条第一項又は第二項	第二十三条第七項において準用する前条第一項
第十六条の見出し	不正受験者	不正な承認申請者
第十六条第一項	海技試験に	承認に
	その海技試験	その承認の手續
第十六条第二項	合格	承認
	海技試験又は第二十三条の二の規定による操縦試験を受けさせない	承認をしない
第二十五条（見出しを含む。）	海技免状又は操縦免許証	締約国資格証明書及び承認証
第二十五条の二（見出しを含む。）	海技免状又は操縦免許証	承認証

（小型船舶操縦士の免許）

第二十三条の二 小型船舶操縦者になろうとする者は、小型船舶操縦士の免許（以下「操縦免許」という。）を受けなければならない。

2 操縦免許は、国土交通大臣が行う小型船舶操縦士国家試験（以下「操縦試験」という。）に合格した者（次条第一項第一号又は第二号に掲げる資格に係る操縦免許（国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する小型船舶の小型船舶操縦者になろうとする者に対する操縦免許に限る。以下「特定操縦免許」という。）にあつては、操縦試験に合格し、かつ、第四条第二項の講習の課程のうち小型船舶操縦者としての業務を行うに当たり必要なものとして国土交通大臣が定めるもの（以下この項において「小型旅客安全講習課程」という。）を修了した者又はその受けようとする特定操縦免許と同一の資格の操縦免許を既に有し、かつ、小型旅客安全講習課程を修了した者）について行う。

3 操縦免許の申請は、申請者が操縦試験に合格した日から一年以内にこれをしなければならない。この場合において、特定操縦免許の申請にあつては、その旨を申請書に付記しなければならない。

（海技免状又は操縦免許証の携行）

第二十五条 海技士又は小型船舶操縦士は、船舶職員として船舶に乗り組む場合又は小型船舶操縦者として小型船舶に乗船する場合には、船内に海技免状又は操縦免許証を備え置かなければならない。

(海技免状又は操縦免許証の譲渡等の禁止)

第二十五条の二 海技士又は小型船舶操縦士は、その受有する海技免状又は操縦免許証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

○海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)(抄)

第二条 海上保安庁は、法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を行うことにより、海上の安全及び治安の確保を図ることを任務とする。

② (略)

第五条 海上保安庁は、第二条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一 二十四 (略)

二十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。

二十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

二十七 二十九 (略)

○船員法(昭和二十二年法律第百号)(抄)

(船員)

第一条 この法律で船員とは、日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令の定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員をいう。

② 前項に規定する船舶には、次の船舶を含まない。

一 総トン数五トン未満の船舶

二 湖、川又は港のみを航行する船舶

三 政令の定める総トン数三十トン未満の漁船

四 前三号に掲げるもののほか、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二条第四項に規定する小型船舶であつて、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他のその航海の目的、期間及び態様、運航体制等からみて船員労働の特殊性が認められない船舶として国土交通省令の定めるもの

③ 前項第二号の港の区域は、港則法(昭和二十三年法律第七十四号)に基づく港の区域の定めのあるものについては、その区域によるものとする。ただし、国土交通大臣は、政令で定めるところにより、特に港を指定し、これと異なる区域を定めることができる。

(航行に関する報告)

第十九条 船長は、左の各号の一に該当する場合には、国土交通省令の定めるところにより、国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。

- 一 船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難が発生したとき。
- 二 人命又は船舶の救助に従事したとき。
- 三 無線電信によつて知つたときを除いて、航行中他の船舶の遭難を知つたとき。
- 四 船内にある者が死亡し、又は行方不明となつたとき。
- 五 予定の航路を変更したとき。
- 六 船舶が抑留され、又は捕獲されたときその他船舶に関し著しい事故があつたとき。

(労働時間)

第六十条 海員の一日当たりの労働時間は、八時間以内とする。

② 海員の一週間当たりの労働時間は、基準労働期間について平均四十時間以内とする。

③ 前項の基準労働期間とは、船舶の航行区域、航路その他の航海の期間及び態様に係る事項を勘案して国土交通省令で定める船舶の区分に応じて一年以下の範囲内において国土交通省令で定める期間（船舶所有者が就業規則その他これに準ずるものにより当該期間の範囲内においてこれと異なる期間を定めた場合又は労働協約により一年以下の範囲内においてこれらと異なる期間が定められた場合には、それぞれその定められた期間）をいう。

④ 国土交通大臣は、前項の国土交通省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、船員中央労働委員会の議を経なければならぬ。

(休日)

第六十一条 船舶所有者が海員に与えるべき休日は、前条第二項の基準労働期間について一週間当たり平均一日以上とする。

(補償休日)

第六十二条 船舶所有者は、海員の労働時間（第六十六条（第八十八条の二の二第三項及び第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける時間を除く。）が一週間において四十時間を超える場合又は海員に一週間において少なくとも一日の休日を与えることができない場合には、その超える時間（当該一週間において少なくとも一日の休日を与えられない場合にあつては、その超える時間が八時間を超える時間。次項において「超過時間」という。）において作業に従事すること又はその休日を与えられないことに対する補償としての休日（以下「補償休日」という。）を、当該一週間に係る第六十条第二項の基準労働期間以内にその者に与えなければならない。ただし、船舶が航海の途中にあるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由のあるときは、その事由の存する期間、補償休日を与えることを延期することができる。

② 前項の規定により与えるべき補償休日の日数は、超過時間の合計八時間当たり又は少なくとも一日の休日を与えられない一週間当たり一日を基準として、第六十条第二項及び前条の規定を遵守するために必要な日数として国土交通省令で定めるところにより算定される日数とし、その付与の単位は、一日（国土交通省令で定める場合は、国土交通省令で定める一日未満の単位）とする。

③ 第一項の規定により与えられた補償休日を含む一週間に係る同項の規定の適用については、当該補償休日はそれを与えられた海員が作業に従事した日であつて休日以外のものとみなし、その労働時間は八時間（当該補償休日が前項の国土交通省令の規定による一日未満の単位で与えられたものである場合には、国土交通省令で定める時間）とみなす。

④ 前三項に定めるもののほか、補償休日の付与に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

第六十三条 船舶所有者は、前条第一項の規定により補償休日を与えるべき船員が当該補償休日を与えられる前に解雇され、又は退職したときは、その者に与えるべき補償休日の日数に応じ、国土交通省令で定める補償休日手当を支払わなければならない。

（時間外及び補償休日の労働）

第六十四条 船長は、船舶の航海の安全を確保するため臨時の必要があるときは、第六十条第一項の規定若しくは第七十二条の二の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて海員を作業に従事させ、又は第六十二条第一項の規定にかかわらず、補償休日において海員を作業に従事させることができる。

② 船長は、前項に規定する場合のほか、船舶が狭い水路を通過するときにおいて航海当直の員数を増加する場合その他の国土交通省令で定める特別の必要がある場合においては、国土交通省令で定める時間を限度として、第六十条第一項の規定又は第七十二条の二の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて海員を作業に従事させることができる。

第六十四条の二 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを国土交通大臣に届け出た場合においては、その協定で定めるところにより、第六十条第一項の規定又は第七十二条の二の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて海員を作業に従事させることができる。

第六十五条 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを国土交通大臣に届け出た場合においては、第六十二条第一項の規定にかかわらず、その協定で定めるところにより、かつ、国土交通省令で定める補償休日の日数を限度として、補償休日において海員を作業に従事させることができる。

（労働時間の限度）

第六十五条の二 第六十四条第二項又は第六十四条の二の規定により第六十条第一項の規定又は第七十二条の二の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて海員を作業に従事させる場合であつても、海員の一日当たりの労働時間及び一週間当たりの労働時間は、第六十条第一項の規定及び第七十二条の二の国土交通省令の規定による労働時間を含め、それぞれ十四時間及び七十二時間を限度とす

る。

② 船舶所有者は、海員を前項に規定する労働時間の限度を超えて作業に従事させてはならない。

③ 第六十四条第一項の規定により海員が作業に従事した労働時間は、第一項に規定する労働時間には算入しないものとする。

④ 第一項及び第二項の規定は、海底の掘削に従事する船舶その他のその航海の態様が特殊であるため海員がこれらの規定によることが著しく不適當な職務に従事することとなると認められる船舶として国土交通省令で定めるものについては、適用しない。

(割増手当)

第六十六条 船舶所有者は、第六十四条から第六十五条までの規定により、海員が、第六十条第一項の規定若しくは第七十二条の二の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて又は補償休日において作業に従事したときは、国土交通省令で定める割増手当を支払わなければならない。

(記録簿の備置き)

第六十七条 船長は、国土交通省令で定めるところにより、船内に帳簿を備え置いて、労働時間、補償休日及び前条の割増手当に関する事項を記載しなければならない。

② 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、休日付与簿を備え置いて、船員に対する休日の付与に関する事項を記載しなければならない。

(例外規定)

第六十八条 第六十条から前条までの規定及び第七十二条の二の国土交通省令の規定は、海員が船長の命令により、次の作業に従事する場合には、これを適用しない。

一 人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業

二 防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業

三 航海当直の通常の交代のために必要な作業

(定員)

第六十九条 船舶所有者は、国土交通省令の定める場合を除いて、第六十条第一項の規定又は第七十二条の二の国土交通省令の規定を遵守するために必要な海員の定員を定めて、その員数の海員を乗り組ませなければならない。

② 船舶所有者は、航海中海員に欠員を生じたときは、遅滞なくその欠員を補充しなければならない。

(外国における国土交通大臣の事務)

第百三条 この法律によつて国土交通大臣の行うべき事務は、外国にあつては、国土交通省令の定めるところにより、日本の領事官がこれを行う。

② (略)

○船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）（抄）

（船員派遣事業の許可）

第五十五条 国土交通大臣の許可を受けた者は、船員派遣事業を行うことができる。

255 （略）

○労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（抄）

（合議体等）

第二十四条の二 中央労働委員会は、会長が指名する公益委員五人をもつて構成する合議体で、審査等を行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、公益委員の全員をもつて構成する合議体で、審査等を行う。

一 前項の合議体が、法令の解釈適用について、その意見が前に中央労働委員会のした第五条第一項若しくは第十一条第一項又は第二十七条の十二第一項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定による処分に反すると認められた場合

二 前項の合議体を構成する者の意見が分かれたため、その合議体としての意見が定まらない場合

三 前項の合議体が、公益委員の全員をもつて構成する合議体で審査等を行うことを相当と認めた場合

四 第二十七条の十第三項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定による異議の申立てを審理する場合

355 （略）

6 中央労働委員会は、公益を代表する地方調整委員に、中央労働委員会が行う審査等の手続のうち、第二十七条第一項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定により調査及び審問を行う手続並びに第二十七条の十四第一項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定により和解を勧める手続の全部又は一部を行わせることができる。この場合において、使用者を代表する地方調整委員及び労働者を代表する地方調整委員は、これらの手続（調査を行う手続にあつては公益を代表する地方調整委員の求めがあつた場合に限る。）に参加することができる。

○最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）（抄）

※最低賃金法の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十九号）による改正を溶け込ませたもの（地域別最低賃金の決定）

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、最低賃金審議会に再審議を求めなければならない。

(最低賃金審議会の意見に関する異議の申出)

第十一条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

2 前条第一項の規定による最低賃金審議会の意見に係る地域の労働者又はこれを使用する使用者は、前項の規定による公示があつた日から十五日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない。

4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第一項の規定による公示の日から十五日を経過するまでは、前条第一項の決定をすることができない。第二項の規定による申出があつた場合において、前項の規定による最低賃金審議会の意見が提出されるまでも、同様とする。

(専門部会等)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 (略)

5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。

6 最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。

○船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)(抄)

(船員災害防止規程の認可)

第二十七条 船員災害防止規程は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可の申請に係る船員災害防止規程が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

- 一 内容が法令に違反しないこと。
 - 二 設定又は変更の手續が法令及び定款に違反しないこと。
 - 三 不当に差別的でないこと。
 - 四 船員の利益を不当に害するおそれがないこと。
- 3 国土交通大臣は、船員災害防止規程が前項各号の一に適合しなくなつたと認めるときは、当該協会に対してその船員災害防止規程を変更すべきことを命じ、又は第一項の認可を取り消さなければならない。
 - 4 (略)

○勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）（抄）

（勤労青少年福祉対策基本方針）

第六条 厚生労働大臣は、勤労青少年の福祉に関する施策の基本となるべき方針（以下「勤労青少年福祉対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2・3 (略)

4 厚生労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 (略)

6 前二項の規定は、勤労青少年福祉対策基本方針の変更について準用する。

○勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）（抄）

（勤労者財産形成政策基本方針）

第四条 厚生労働大臣、内閣総理大臣及び国土交通大臣（内閣総理大臣にあつては勤労者（国家公務員及び地方公務員を除く。以下この条、第六条の二、第六条の三、第七条の二、次章第二節、第八条の二、第十四条の二、第十六条及び第十七条において同じ。）の貯蓄に係る部分に、国土交通大臣にあつては勤労者の持家の取得又は改良に係る部分に限るものとする。）は、勤労者の財産形成に関する施策の基本となるべき方針（以下「勤労者財産形成政策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 (略)

3 厚生労働大臣は、勤労者財産形成政策基本方針を定めるにあつては、あらかじめ、関係行政機関の長と協議し、かつ、その概要について労働政策審議会の意見をきかなければならない。

4 (略)

5 前二項の規定は、勤労者財産形成政策基本方針の変更について準用する。

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）（抄）

（労働政策審議会への諮問）

第五十七条 厚生労働大臣は、第二条第三号から第五号まで、第五条第二項及び第三項第二号、第六条第一項第二号及び第三号（第十二条第二項及び第十六条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに第三項、第七条第二項及び第三項（第十三条において準用する場合を含む。）、第八条第二項及び第三項（第十四条第三項において準用する場合を含む。）、第九条第二項第一号、第十一条第二項第一号及び第二号、第十二条第三項、第十五条第三項第一号、第十七条第一項第二号並びに同項第三号並びに同条第三項及び第四項第一号（これらの規定を第十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十九条第一項第二号及び第三号、第三項並びに第四項第一号（これらの規定を第二十条第一項において準用する場合を含む。）、第二十三条並びに第三十九条第一項第二号及び第二項の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするとき、第二十八条の指針を策定しようとするとき、その他この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）（抄）

（男女雇用機会均等対策基本方針）

第四条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2・3 （略）

4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 （略）

6 前二項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。
（指針）

第十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで及び前条第一項から第三項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するた
めに必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

2 第四条第四項及び第五項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知
事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置）

第十一条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第十三条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（調停の委任）

第十八条 都道府県労働局長は、第十六条に規定する紛争（労働者の募集及び採用についての紛争を除く。）について、当該紛争の当事者（以下「関係当事者」という。）の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に調停を行わせるものとする。

2 （略）

（調停）

第十九条 前条第一項の規定に基づく調停（以下この節において「調停」という。）は、三人の調停委員が行う。

2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第二十条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

2 委員会は、第十一条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動を行ったとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第二十一条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴く

ものとする。

第二十二條 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第二十三條 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

(時効の中断)

第二十四條 前条第一項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第二項の通知を受けた日から三十日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(訴訟手続の中止)

第二十五條 第十八条第一項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。

二 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(資料提供の要求等)

第二十六條 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第二十七條 この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

○個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）（抄）

(あっせんの委任)

第五條 都道府県労働局長は、前条第一項に規定する個別労働関係紛争（労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。）について、当該個別労働関係紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）の双方又は一方からあっせんの申請があつた場合において当該個別労働関係紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあっせんを行わせるものとする。

2 (略)

(委員の欠格条項)

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員とすることができない。

一 破産者で復権を得ないもの

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

2 委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職する。

(あつせん)

第十二条 委員会によるあつせんは、委員のうちから会長が事件ごとに指名する三人のあつせん委員によって行う。

2 あつせん委員は、紛争当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならない。

第十三条 あつせん委員は、紛争当事者から意見を聴取するほか、必要に応じ、参考人から意見を聴取し、又はこれらの者から意見書の提出を求め、事件の解決に必要なあつせん案を作成し、これを紛争当事者に提示することができる。

2 前項のあつせん案の作成は、あつせん委員の全員一致をもって行うものとする。

第十四条 あつせん委員は、紛争当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第十五条 あつせん委員は、あつせんに係る紛争について、あつせんによっては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あつせんを打ち切ることができる。

(時効の中断)

第十六条 前条の規定によりあつせんが打ち切られた場合において、当該あつせんの申請をした者がその旨の通知を受けた日から三十日以内にあつせんの目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、あつせんの申請の時に、訴えの提起があったものとみなす。

(資料提供の要求等)

第十七条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(あつせん状況の報告)

第十八条 委員会は、都道府県労働局長に対し、厚生労働省令で定めるところにより、あつせんの状況について報告しなければならない。

(厚生労働省令への委任)

第十九条 この法律に定めるもののほか、委員会及びあつせんの手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

○通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）（抄）

（試験の免除）

第七条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、それぞれ当該各号に掲げる試験を免除する。

一 一の外国語による筆記試験に合格した者 次回の通訳案内士試験の当該外国語による筆記試験

二 一の外国語による通訳案内士試験に合格した者 他の外国語による通訳案内士試験の外国語以外の科目についての筆記試験

三 前条第二項各号に掲げる科目について筆記試験に合格した者と同等以上の知識又は能力を有する者として国土交通省令で定める者
当該科目についての筆記試験

（合格証書）

第九条 通訳案内士試験に合格した者には、当該試験に合格したことを証する証書を授与する。

（試験事務規程）

第十二条 （略）

2 試験事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 （略）

（試験委員）

第十三条 機構は、試験事務を行う場合において、通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、通訳案内士試験委員（以下「試験委員」という。）に行わせなければならない。

2 機構は、試験委員を選任しようとするときは、国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3・4 （略）

（秘密保持義務等）

第十四条 試験事務に従事する機構の役員若しくは職員（試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項に規定する機構の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

3 （略）

（通訳案内士の団体）

第三十五条 （略）

- 2 前項の規定による届出をした団体は、一定の課程を定め、通訳案内士に対する研修を実施しなければならない。
- 3 (略)

○国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号) (抄)

(目的)

第一条 この法律は、ホテルその他の外客宿泊施設について登録制度を実施するとともに、これらの施設の整備を図り、あわせて外客に対する登録ホテル等に関する情報の提供を促進する等の措置を講ずることにより、外客に対する接遇を充実し、もつて国際観光の振興に寄与することを目的とする。

(登録の拒否)

第六条 登録実施機関は、第四条の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 申請に係るホテルの施設及び宿泊に関するサービスが次の基準に適合しないものであるとき。
- イ 客室の構造及び設備並びに数が、外客の宿泊に適するものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- ロ ロビーその他の客の客の共用に供する室及び食堂の構造及び設備並びに規模が、外客の宿泊に適するものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- ハ その他外客の快適性及び利便性を確保するために必要と認められる国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

二 二七 (略)

2 (略)

(遵守事項等)

第十三条 この法律に規定するもののほか、登録ホテルの施設の管理の方法、外客に対する宿泊に関するサービスの提供に関する事項、外客に接する従業員に施すべき外客接遇上必要な教育の程度及び方法その他外客の利便の確保のために登録ホテル業を営む者の遵守すべき事項は、国土交通省令で定める。

二 二四 (略)

(登録実施機関の登録)

第十九条 第三条又は前条第一項に規定する登録実施機関の登録は、ホテル又は旅館の登録の実施に関する事務(第十一条第一項及び第二項、第十二条第二項、第十三条第二項並びに第十六条第二項(これらの規定を前条第二項において準用する場合を含む。))の規定による事務を除く。以下「登録実施事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(登録実施機関の登録の要件等)

第二十条 国土交通大臣は、前条の規定により登録実施機関の登録を申請した者（以下この項及び次項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録実施機関の登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 次に掲げる能力をいずれも有する者が登録実施事務を行うものであること。

イ 位置図、配置図、各階平面図その他の図面及び書類により、ホテル又は旅館の施設及び宿泊に関するサービスが第六条第一項第一号（第十八条第二項において準用する場合を含む。）の基準に適合するかどうかを判定する能力

ロ 外国語により記載された案内書その他の書類を正確に理解するに足りる語学に関する能力

二 登録申請者が、第三条又は第十八条第一項の規定によりホテル又は旅館の登録を受けることができることとされるホテル業又は旅館業を営む者（以下この号及び第二十九条第二項において「ホテル業者等」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、ホテル業者等がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占めるホテル業者等の役員又は職員（過去二年間に当該ホテル業者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、ホテル業者等の役員又は職員（過去二年間に当該ホテル業者等の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2 国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録をしてはならない。

一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であること。

二 第三十条第一項又は第二項の規定により登録実施機関の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。

三 法人であつて、登録実施事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があること。

3 登録実施機関の登録は、登録実施機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録実施事務を行う事務所の所在地

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（登録実施の義務）

第二十三条 登録実施機関は、登録実施事務を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、登録実施事務を行わなければならない。

2 登録実施機関は、公正に、かつ、第二十条第一項第一号に掲げる要件に適合する方法により登録実施事務を行わなければならない。
(登録実施機関の登録の取消し等)

第三十条 (略)

2 国土交通大臣は、登録実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録実施機関の登録を取り消し、又は期間を定めて登録実施事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第十六条第二項、第二十六条又は第二十七条の規定による命令に違反したとき。

三 第二十条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

四 正当な理由がないのに前条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

五 不正な手段により登録実施機関の登録を受けたとき。

3 (略)

(指定の取消し等)

第三十九条 (略)

2 国土交通大臣は、情報提供機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて情報提供事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 情報提供事業を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 この章の規定に違反したとき。

三 第三十八条第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。

四 第三十八条第一項の規定により認可を受けた情報提供事業実施規程によらないで情報提供事業を行つたとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

3 (略)

(指定法人)

第四十一条 (略)

2 前項の指定を受けた法人(以下「指定法人」という。)は、次に掲げる事業を行うものとする。

一 登録ホテル業等を営む社員に対し、この法律又はこの法律に基づく命令の遵守に関する指導その他登録ホテル等における外客接遇の向上に関する指導を行うこと。

- 二 登録ホテル等の外客に接する従業員に対する研修を行うこと。
- 三 登録ホテル等に関する外客からの苦情を処理すること。
- 四 登録ホテル等における外客接遇の向上に関する調査研究を行うこと。

○旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、旅行業等を営む者について登録制度を実施し、あわせて旅行業等を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進することにより、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とする

（登録の申請）

第四条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 主たる営業所及びその他の営業所の名称及び所在地
 - 三 事業の経営上使用する商号があるときはその商号
 - 四 旅行業を営もうとする者にあつては、企画旅行（第二条第一項第一号に掲げる行為を行うことにより実施する旅行をいう。以下同じ。）に参加する旅行者の募集をすることにより実施するものであるかどうかその他の旅行業務に関する取引の実情を勘案して国土交通省令で定める業務の範囲の別
 - 五 旅行業を営もうとする者にあつては、旅行業者代理業を営む者に旅行業務を取り扱わせるときは、その者の氏名又は名称及び住所並びに当該旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地
 - 六 旅行業者代理業を営もうとする者にあつては、その代理する旅行業を営む者の氏名又は名称及び住所
- 2 申請書には、事業の計画その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第五条 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を旅行業者登録簿又は旅行業者代理業者登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号

2 （略）

（登録の拒否）

第六条 国土交通大臣は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一 第十九条の規定により旅行業又は旅行業者代理業の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内に当該法人の役員であつた者で、当該取消しの日から五年を経過していないものを含む。）

二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していない者

三 申請前五年以内に旅行業務に関し不正な行為をした者

四 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前三号のいずれかに該当するもの

五 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

六 法人であつて、その役員のうち第一号から第三号まで又は前号のいずれかに該当する者があるもの

七 営業所ごとに第十一条の二の規定による旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者

八 旅行業を営もうとする者であつて、当該事業を遂行するために必要と認められる第四条第一項第四号の業務の範囲の別ごとに国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しないもの

九 旅行業者代理業を営もうとする者であつて、その代理する旅行業を営む者が二以上であるもの

2 (略)

(有効期間の更新の登録)

第六条の三 (略)

2 第五条から前条までの規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、第五条第一項中「登録番号」とあるのは、「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替える。

3 前条の登録の有効期間の満了の日までに更新の登録の申請があつた場合において、その申請について前項において準用する第五条第二項又は第六条第二項の通知があるまでの間は、当該申請に係る登録は、前条の登録の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。

4 (略)

(変更登録等)

第六条の四 (略)

2 第五条及び第六条の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第五条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、「旅行業者登録簿又は旅行業者代理業者登録簿」とあるのは「旅行業者登録簿」と、第六条第一項中「次の各号の一」とあるのは「第七号又は第八号」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(営業保証金の供託)

第七条 旅行者は、営業保証金を供託しなければならない。

255 (略)

(営業保証金の額等)

第八条 (略)

2 (略)

3 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定により営業保証金を供託する場合に準用する。この場合において、同条第四項中「旅行業の登録をした場合において、登録の通知を受けた日から十四日以内」とあるのは、「次条第一項の国土交通省令の改正があつた場合において、その施行の日から三箇月以内(その施行の日から三箇月を経過する日がその施行の日の属する事業年度の前事業年度の終了の日の翌日から百日を経過する日前である場合にあつては、当該百日を経過する日まで)」と読み替える。

457 (略)

(営業保証金の追加の供託等)

第九条 (略)

2 第七条第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定により営業保証金を供託する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「旅行業の登録をした場合において、登録の通知を受けた日から十四日以内」とあるのは、「毎事業年度終了後において、その終了の日の翌日から百日以内」と読み替えるものとする。

359 (略)

(旅行業務取扱管理者試験)

第十一条の三 (略)

2 旅行業務取扱管理者試験は、総合旅行業務取扱管理者試験及び国内旅行業務取扱管理者試験の二種類とする。

3・4 (略)

5 前各項に定めるもののほか、旅行業務取扱管理者試験の試験科目、受験手続その他試験の実施に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(旅行業約款)

第十二条の二 (略)

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によつてしなければならない。

一 旅行者の正当な利益を害するおそれがないものであること。

二 少なくとも旅行業務の取扱いの料金その他の旅行者との取引に係る金銭の收受及び払戻しに関する事項並びに旅行者の責任に関

する事項が明確に（企画旅行を実施する旅行業者にあつては、企画旅行契約と手配旅行契約その他の企画旅行契約以外の契約との別に応じ、明確に）定められているものであること。

3 (略)

(登録研修機関の登録)

第十二条の十二 前条第一項の登録は、旅程管理研修の実施に関する業務（以下「研修業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第十二条の十三 次の各号のいずれかに該当する者は、第十二条の十一第一項の登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第十二条の二十三の規定により第十二条の十一第一項の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、研修業務を行う役員のうちの前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準等)

第十二条の十四 (略)

2 登録は、登録研修機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録研修機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録研修機関が研修業務を行う事務所の所在地
- 四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(研修業務の実施に係る義務)

第十二条の十六 登録研修機関は、公正に、かつ、第十二条の十四第一項の規定及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により研修業務を行わなければならない。

(登録の取消し等)

第十二条の二十三 国土交通大臣は、登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて研修業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第十二条の十三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第十二条の十七から第十二条の十九まで、第十二条の二十第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第十二条の二十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の十一第一項の登録を受けたとき。

(公示)

第十二条の二十八 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第十二条の十一第一項の登録をしたとき。
- 二 第十二条の十七の規定による届出があつたとき。
- 三 第十二条の十九の規定による届出があつたとき。
- 四 第十二条の二十三の規定により第十二条の十一第一項の登録を取り消し、又は研修業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 五 前条の規定により研修業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた研修業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(事業の廃止等)

第十五条 (略)

2・3 (略)

4 旅行者等が死亡した場合において、相続人が被相続人の死亡後六十日以内に登録の申請をしたときは、相続人は、被相続人の死亡の日からその登録があつた旨又は登録を拒否する旨の通知を受ける日まで引き続き旅行業又は旅行者代理業を営むことができるものとし、この間の営業については、被相続人の受けた旅行業又は旅行者代理業の登録は、被相続人の死亡の日に関し、被相続人が受けたものとみなし、被相続人の供託した営業保証金は、相続人が供託したものとみなす。

(旅行者代理業の登録の失効)

第十五条の二 旅行者代理業の登録は、次の各号の一に該当することとなつたときは、その効力を失う。

一 当該旅行者代理業者が所属旅行者のために旅行業務を取り扱うことを内容とする契約が効力を失つたとき。

二 所属旅行者が第二十条第一項又は第二項の規定により旅行業の登録を抹消されたとき。

(営業保証金の不足額の供託等)

第十八条 旅行者は、前条第一項の権利を有する者がその権利を行使したため、営業保証金が第八条第一項に規定する額に不足することとなつたときは、その不足額を供託しなければならない。

2 (略)

3 第一項に規定する場合において、法務省令・国土交通省令で定める日から十四日以内に旅行者が前項の届出をしないときは、当該旅行者に係る登録は、その効力を失う。

(業務改善命令)

第十八条の三 国土交通大臣は、旅行者等の業務の運営に関し、取引の公正、旅行の安全又は旅行者の利便を害する事実があると認めるときは、当該旅行者等に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 旅行業務取扱管理者を解任すること。
- 二 旅行業務の取扱いの料金又は企画旅行に関し旅行者から收受する対価を変更すること。
- 三 旅行業務約款を変更すること。
- 四 企画旅行に係る第十二条の十の国土交通省令で定める措置を確実に実施すること。
- 五 旅行者に生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、業務の運営の改善に必要な措置をとること。

(登録の取消し等)

第十九条 国土交通大臣は、旅行者等が次の各号の一に該当するときは、六箇月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。
- 二 第六条第一項第二号若しくは第四号から第六号までの一に掲げる者に該当することとなつたとき、又は登録当時同項各号の一に掲げる者に該当していたことが判明したとき。

三 不正の手段により第三条の登録、第六条の三第一項の有効期間の更新の登録又は第六条の四第一項の変更登録を受けたとき。

2・3 (略)

(登録の抹消等)

第二十条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による登録の抹消があつたときは、旅行者であつた者又はその承継人は、供託した営業保証金を取り戻すことができる。

4 第九条第八項及び第九項の規定は、前項の規定により営業保証金を取り戻す場合について準用する。

(指定)

第二十二條の二 国土交通大臣は、次に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条各号に掲げる業務の全部について適正な計画を有し、かつ、確実にその業務を行うことができることと認められるときは、この章に定めるところにより同条各号に掲げる業務を行う者として、指定することができる。

- 一 申請者が民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された社団法人であること。
- 二 申請者が旅行者等のみを社員とするものであること。

三 申請者の定款が社員の資格の得喪に関し第二十二条の四の規定に適合するものであること。

四 申請者が第二十二条の二十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過していない者でないこと。

五 申請者の役員のうち第六条第一項第一号から第三号まで又は第五号の一に該当する者がいないこと

2 3 4 (略)

(登録免許税及び手数料)

第二十二条 (略)

2 (略)

3 第十二条の二十七第一項の規定により国土交通大臣が行う旅程管理研修を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

(弁済業務保証金分担金の納付等)

第十二条の十 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日までに、弁済業務保証金に充てるため、弁済業務規約で定める額の弁済業務保証金分担金を旅行業協会に納付しなければならない。

一 旅行業協会に加入しようとする旅行者 その加入しようとする日

二 (略)

2 3 4 (略)

(還付充当金の納付等)

第二十二条の十一 (略)

2 前項の通知を受けた保証社員又は保証社員であつた者は、その通知を受けた日から七日以内に、その通知された額の還付充当金を旅行業協会に納付しなければならない。

3 (略)

(保証社員となつた場合の営業保証金の取戻し等)

第二十二条の十五 (略)

2 3 (略)

4 第十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により営業保証金を供託する場合に準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十二条の十五第三項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十二条の十五第三項」と、「法務省令・国土交通省令で定める日から十四日以内に」とあるのは「保証社員でなくなった日から七日以内に」と読み替え。

(弁済業務規約の認可)

第二十二条の十七 旅行業協会は、次に掲げる事項に関し弁済業務規約を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変

更しよとするとときも、同様とする。

- 一 弁済業務保証金分担保の額及び納付の方法に関する事項
- 二 弁済限度額及び債権の認証に関する事項
- 三 還付充当金の納付の方法に関する事項
- 四 弁済業務保証金の取りもどし及び取りもどし金の管理に関する事項
- 五 弁済業務保証金分担保の返還に関する事項
- 六 弁済業務保証金準備金の管理の方法並びに特別弁済業務保証金分担保の額及び納付の方法に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、弁済業務の実施に関し必要な事項

2 (略)

(指定の取消し)

第二十二條の二十一 国土交通大臣は、旅行業協会が次の各号の一に該当するときは、第二十二條の二第一項の指定を取り消すことができる。

- 一 第二十二條の三各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- 二・三 (略)

2 (略)

(指定の取消し等の場合の営業保証金の供託等)

第二十二條の二十二 (略)

2 第十八條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により営業保証金を供託する場合に準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十二條の二第二項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十二條の二第二項」と、「法務省令・国土交通省令で定める日から十四日以内」とあるのは「旅行業協会が第二十二條の二第一項の指定を取り消され、又は解散した日から二十一日以内」と読み替える。

別表(第十二條の十四関係)

科目	講師
一 この法律及び旅行業約款に関する科目	一 旅程管理業務を行う者として旅行者によって選任される者のうち主任の者として旅程管理業務に従事した経験を有する者 二 旅行業務取扱管理者試験に合格した者 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二 旅程管理業務に関する科目

- 一 旅程管理業務を行う者として旅行業者によつて選任される者のうち主任の者として旅程管理業務に五回以上従事した経験を有する者
- 二 旅行業務取扱管理者試験に合格した者であつて、旅行業に五年以上従事した経験を有するもの
- 三 前二号に掲げる者と同年以上の知識及び経験を有する者

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

（都道府県知事の事務）

第三十条の七 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長ごとに、当該市町村長が住民票に記載することのできる住民票コードを指定し、これを当該市町村長に通知するものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定による住民票コードの指定を行う場合には、総務省令で定めるところにより、あらかじめ他の都道府県知事と協議し、市町村長に対して指定する住民票コードが当該指定前に当該都道府県知事若しくは他の都道府県知事が指定した住民票コード又は他の都道府県知事が指定しようとする住民票コードと重複しないよう調整を図るものとする。

3 都道府県知事は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し、住民の居住関係の確認のための求めがあつたときに限り、政令で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報（第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報であつて同条第三項の規定による保存期間が経過していないものをいう。以下同じ。）を提供するものとする。

4 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号又は第三号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下この項及び第三十条の十第一項第四号において「区域内の市町村の執行機関」という。）に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。

- 一 区域内の市町村の執行機関であつて別表第二の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。
- 二 区域内の市町村の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。
- 三 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長から住民基本台帳に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。
- 5 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号又は第三号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、他の都道府県の都道府県知事その他の執行機関（以下この項及び第三十条の十第一項第五号において「他の都道府県の執行機関」という。）に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。

- 一 他の都道府県の執行機関であつて別表第三の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。
- 二 他の都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。
- 三 他の都道府県の都道府県知事から第十項に規定する事務の処理に関し求めがあつたとき。
- 6 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号又は第三号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下この項及び第三十条の十第一項第六号において「他の都道府県の区域内の市町村の執行機関」という。）に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。
 - 一 当該他の都道府県の都道府県知事を経て当該他の都道府県の区域内の市町村の執行機関であつて別表第四の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。
 - 二 当該他の都道府県の都道府県知事を経て当該他の都道府県の区域内の市町村の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。
 - 三 当該他の都道府県の都道府県知事を経て当該他の都道府県の区域内の市町村の市町村長から住民基本台帳に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。
- 7 第五項の規定による本人確認情報の同項第三号に規定する他の都道府県の都道府県知事への提供は、総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である他の都道府県の都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。
- 8 都道府県知事（第三十条の十第三項に規定する委任都道府県知事を除く。）は、毎年少なくとも一回、第三項の規定による本人確認情報の提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表するものとする。
- 9 都道府県知事は、第三十条の五第二項の規定による電気通信回線を通じて本人確認情報の送信その他この章に規定する市町村の事務の処理に関し、当該都道府県の区域内の市町村相互間における必要な連絡調整を行うものとする。
- 10 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に住民に関する正確な記録が行われるよう、市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

○行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

- 一 次のいずれかに該当するとき 聴聞
- イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。
ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。

二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 (略)

(聴聞の通知の方式)

第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たつては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に對し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

二 不利益処分の原因となる事実

三 聴聞の期日及び場所

四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2・3 (略)

○国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（平成六年法律第七十九号）（抄）

(認定)

第四条 (略)

2 前項の認定を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 国際会議場施設その他の国際会議等の用に供する国土交通省令で定める施設の概要及び規模

二 国際会議等に参加する者の利用に供する宿泊施設その他の国土交通省令で定める施設の概要及び規模

三 国際会議等の誘致及びその開催の円滑化に関する業務を実施する体制

四 当該市町村の区域又はその近傍に存在する観光資源の概要

第五条 国土交通大臣は、前条の規定による認定の申請が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 国土交通省令で定める基準に適合する前条第二項第一号に規定する施設が整備されていること又は整備されることが確実であること。

二 国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第三条の登録を受けたホテルその他の前条第二項第二号に規定する施設で国土交通省令で定める基準に適合するものが整備されていること又は整備されることが確実であること。

三 専ら国際会議等の誘致及びその開催の円滑化に関する業務として国土交通省令で定めるものを実施する機関その他の国際会議等の誘致及びその開催の円滑化に関する業務を適確に遂行するに足りる体制が整備されていること。

四 当該市町村の区域又はその近傍に国際会議等に参加する外国人観光旅客の観光の魅力の増進に資する観光資源が存在すること。

2 (略)

(国等の援助等)

第十三条 国は、機構、国際会議観光都市その他の市町村及び国際会議等を主催する者に対し、国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等の措置に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、国際会議等を主催する者に対し、国際会議等の開催の円滑化及び外国人観光旅客の観光の魅力の増進に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

3 (略)

○外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）（抄）

（外客来訪促進計画）

第四条 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣は、外客来訪促進計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

一 その外客来訪促進計画に係る外客来訪促進地域（以下この項において「計画地域」という。）への外国人観光旅客の来訪が、我が国に対する理解の増進に資するものであること。

二 その外客来訪促進計画に係る宿泊拠点地区が、国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第七条第一項の登録ホテル、同法第十八条第二項の登録旅館その他の外国人観光旅客の利用に適する宿泊施設を相当数有し、外国人観光旅客の宿泊の拠点として適当なものであること。

三 計画地域における観光経路が、外国人観光旅客の旅行に適するものであること。

四 計画地域の海外における宣伝の適切な実施及び当該宣伝の実施による外国人観光旅客の来訪の促進が見込まれるものであること。

五 地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項が定められた場合にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 当該地域限定通訳案内士試験が行われる都道府県内の計画地域が、地域固有の観光の魅力についての通訳案内（通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第二条に規定する通訳案内をいう。以下同じ。）に対する外国人観光旅客の需要に応ずるに足りる適当な通訳案内士が不足しているため、地域限定通訳案内士の育成及び確保を図る必要があると認められる地域であること。

ロ 当該地域限定通訳案内士試験が、円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

六 その他その外客来訪促進計画を実施することが計画地域への外国人観光旅客の来訪の促進に資すると認められるものであること。
(情報提供促進措置の実施)

第二十一条 前条第一項の規定により指定された区間において事業を営んでいる公共交通事業者等は、単独で又は共同して、その指定された区間において事業の用に供する旅客施設及び車両等に係る情報提供促進措置を実施するための計画（次項において「情報提供促進実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該情報提供促進措置を実施しなければならない。

2・3 (略)

(試験の方法及び内容)

第二十七条 地域限定通訳案内士試験は、筆記及び口述の方法により行う。

2 筆記試験は、次に掲げる科目について行う。

一 外国語

二 当該都道府県の区域に係る地理

三 当該都道府県の区域に係る歴史

四 当該都道府県の区域に係る産業、経済、政治及び文化

3 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、当該都道府県の区域における通訳案内の実務について行う。

(試験事務の代行)

第二十八条 都道府県知事は、国土交通省令で定めるところにより、民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、地域限定通訳案内士試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして当該都道府県知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験事務の全部又は一部を行わせることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

3 都道府県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき地域限定通訳案内士試験に係る手数料を徴収する場合においては、第一項の規定により指定試験機関が行う地域限定通訳案内士試験を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料の全部又は一部を当該指定試験機関へ納めさせ、その収入とすることができる。

(役員を選任及び解任)

第二十九条 指定試験機関の役員を選任及び解任は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 都道府県知事は、指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第三十六条第一項において準用する通訳案内士法第十二条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、当該指定試験機関に対し、当該役員を選任を命ずることができる。

(事業計画等)

第三十条 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(監督命令)

第三十一条 都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び立入検査)

第三十二条 都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは指定試験機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(試験の細目)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、指定試験機関その他地域限定通訳案内士試験に関し必要な事項は、政令で定める。